

福岡県公報

平成十九年十二月二十六日
第二千七百六十七号
増刊
①

目次

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) …………… 一

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七十二号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和四十年福岡県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

第十条中「き損の場合においてはその免許証を添え、紛失の場合においてはてん末書を添えて」を「より」に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号 (第6条関係)

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

福岡県知事 殿

(ふりがな)

氏 名

クリーニング師試験を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申し込みます。

本籍地	都・道・府・県
住所	
生年月日	

添付書類

- 履歴書
- 写真 (出願前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、上半身のもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- クリーニング師試験の受験資格を有する者 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第57条に規定する者) であることを証する書類 (卒業証明書又は卒業証書の写し)

備考 この申請書の様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第十一号中「**㊦**」を「**㊧**」に改める。
様式第十二号を次のように改める。

様式第12号 (第10条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏 名

クリーニング師免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、関係書類及び手数料を添えて申請します。

本籍 (都道府県名)	
住 所	
免許証登録番号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日
再交付申請の理由	

添付書類 破り又は汚した場合は、その免許証

備考 この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第十三号中「**附則**」を「**附則**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）